

別紙 使用料規程 変更があった事項および変更の理由

変更の理由			・基本複写複製使用料を改定するため ・2026年度末に複写目的電子化契約を終了するため						令和7年(2025)年12月23日 一般社団法人 学術著作権協会																													
項目番号	見出し	記載場所	使用料規程改定案 令和8年4月1日施行予定			見出し	記載場所	使用料規程 令和7年1月1日施行			備考																											
			表示内容					表示内容																														
1	基本複写複製使用料	第4条	表 基本複写複製使用料 <table border="1"><thead><tr><th>管理著作物</th><th>複写複製の目的</th><th>基本複写複製使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>国内管理著作物</td><td>内部利用目的</td><td>12円/頁</td></tr><tr><td></td><td>外部利用目的</td><td>24円/頁</td></tr><tr><td>海外管理著作物</td><td>内部利用目的</td><td>00円/頁</td></tr><tr><td></td><td>外部利用目的</td><td>150円/頁</td></tr></tbody></table>	管理著作物	複写複製の目的	基本複写複製使用料	国内管理著作物	内部利用目的	12円/頁		外部利用目的	24円/頁	海外管理著作物	内部利用目的	00円/頁		外部利用目的	150円/頁	基本複写複製使用料	第4条	表 基本複写複製使用料 <table border="1"><thead><tr><th>管理著作物</th><th>複写複製の目的</th><th>基本複写複製使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>国内管理著作物</td><td>内部利用目的</td><td>2円/頁</td></tr><tr><td></td><td>外部利用目的</td><td>10円/頁</td></tr><tr><td>海外管理著作物</td><td>内部利用目的</td><td>60円/頁</td></tr><tr><td></td><td>外部利用目的</td><td>100円/頁</td></tr></tbody></table>	管理著作物	複写複製の目的	基本複写複製使用料	国内管理著作物	内部利用目的	2円/頁		外部利用目的	10円/頁	海外管理著作物	内部利用目的	60円/頁		外部利用目的	100円/頁		・基本複写複製使用料を改定した。
管理著作物	複写複製の目的	基本複写複製使用料																																				
国内管理著作物	内部利用目的	12円/頁																																				
	外部利用目的	24円/頁																																				
海外管理著作物	内部利用目的	00円/頁																																				
	外部利用目的	150円/頁																																				
管理著作物	複写複製の目的	基本複写複製使用料																																				
国内管理著作物	内部利用目的	2円/頁																																				
	外部利用目的	10円/頁																																				
海外管理著作物	内部利用目的	60円/頁																																				
	外部利用目的	100円/頁																																				
2	-	-	国内管理著作物の電子化利用に係る使用料	第8条	第3条第2項第2号の利用許諾契約を締結している利用者が、当該契約に基づき国内管理著作物の画像データを紙等媒体に印刷することの みを目的として、その有するサーバ(利用者の事業のために使用する他のコンピューターにネットワークを通じてファイルやデータを提供する機 能を有するコンピューターをいいます。)の記録媒体に複写複製することに関する利用許諾契約(以下「複写目的電子化契約」という。)の使用料は、 2. 複写目的電子化契約を締結した利用者が管理著作物の画像データを紙等媒体に印刷したときは、前項の使用料とは別に第4条及び第5 条に基づく使用料を支払わなければならない。	-	・第8条(複写目的電子化契約の使用料) を削除した。 ・第8条の削除に伴い、第9条～第12条 の条番号を繰り上げ修正した。																															
3	2026年4月1日改正附則	-				この規程は、2018年4月1日から実施する。 2021年8月1日改定 2023年4月1日改定 2025年1月1日改定	-	・第8条の削除に伴う経過措置を追加し た。																														
4	施行期日	第1条	この規程は、2026年4月1日から実施する。	附則	-																																	
5	複写目的電子化契約の 使用料の削除に伴う 経過措置	第2条	2026年4月1日の時点において現に複写目的電子化契約を締結している利用者については、改正前の第8条(複写目的電子化の使用料)の 削除にかかわらず、現に締結している複写目的電子化契約に基づく改正前の使用料を2027年3月31日まで適用する。																																			